

広島県立三原高等学校全日制課程いじめ防止等に係る基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定める。

2 いじめの定義

法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われることが疑われ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、被害者の意向に配慮するとともに、早期に警察への相談・通報等の連携を行なう。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的に、いじめのない学校づくりのために本校教職員及び保護者をはじめとした関係者の認識の共有と徹底を図る。また、いじめの未然防止の観点から、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で他者を尊重するとともに授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進める。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。
- ウ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる重大な問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許さないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての生徒が十分理解できる指導をする。

ウ 生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけさせるなど望ましい集団づくりを行う。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、必要に応じて警察等関係機関と早期の連携を行なう。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を設置する。

5 いじめ防止委員会の業務

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめ防止及び早期発見を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめ防止及び早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定及び実施
- (8) 生徒・教職員に対するアンケート調査の実施
- (9) 取組の検証と評価及び実施計画等の見直し
- (10) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事実関係を明確にし、事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合 等）
 - 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態対応プロジェクトチームの業務

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先にして、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決のための対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (ウ) P T A 役員及び同窓会等との連携
- (エ) 関係生徒への指導
- (オ) 関係保護者への対応
- (カ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校生徒・保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止のための取組

- (ア) 教育委員会との連携による外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

【参考】

「学校いじめ防止基本方針」策定のポイントはここです！

- 「学校いじめ防止基本方針」は、各学校の課題や実情をよく分析し、いじめの防止等が実効的に進めるために作成します。本参考例をあくまでも例として、各学校で創意工夫して作成すること、またその作成作業そのものが、学校としていじめ対策に組織的に取り組む第一歩となるよう進めましょう。
- 「学校いじめ防止基本方針」は、単なる目標やスローガンではなく、いじめの防止のための具体的な実施計画や実施体制について定めた、いわばいじめ問題に関する「行動計画」です。
- 「学校いじめ基本方針」策定にあたっては、国や県の基本方針を参考に、自校の課題の分析を踏まえ、未然防止、早期発見、早期対応の取組について、具体的に示すことが重要です。
- 「学校いじめ防止基本方針」で示す取組は、誰が、何を、いつまでに行うのか、家庭や地域がどんな協力をすればよいのか一目で分かるよう、「年間計画」の形でまとめることが重要です。

早期発見・早期対応はもちろん、未然防止の取組を充実させましょう！

いじめはどの子供にも起こりうることから、望ましい集団づくりやわかる授業づくり等、全員を対象とした未然防止の取組が効果的です。

たとえば、生徒指導の三機能を生かした授業づくりにより、すべての児童生徒が参加・活躍できるよう授業を工夫することは、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

また、学級活動や児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させ、児童生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動するような取組を進めることもたいへん効果的です。

【紹介】学校基本方針策定の参考になる資料等

- 生徒指導リーフ増刊号「学校いじめ防止基本方針策定Q & A」（国立教育政策研究所）
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaves-series>